資料3－3

主な海上交通ルール

※ルールの一例です。海域や昼夜の別等により追加のルールが適用されます。

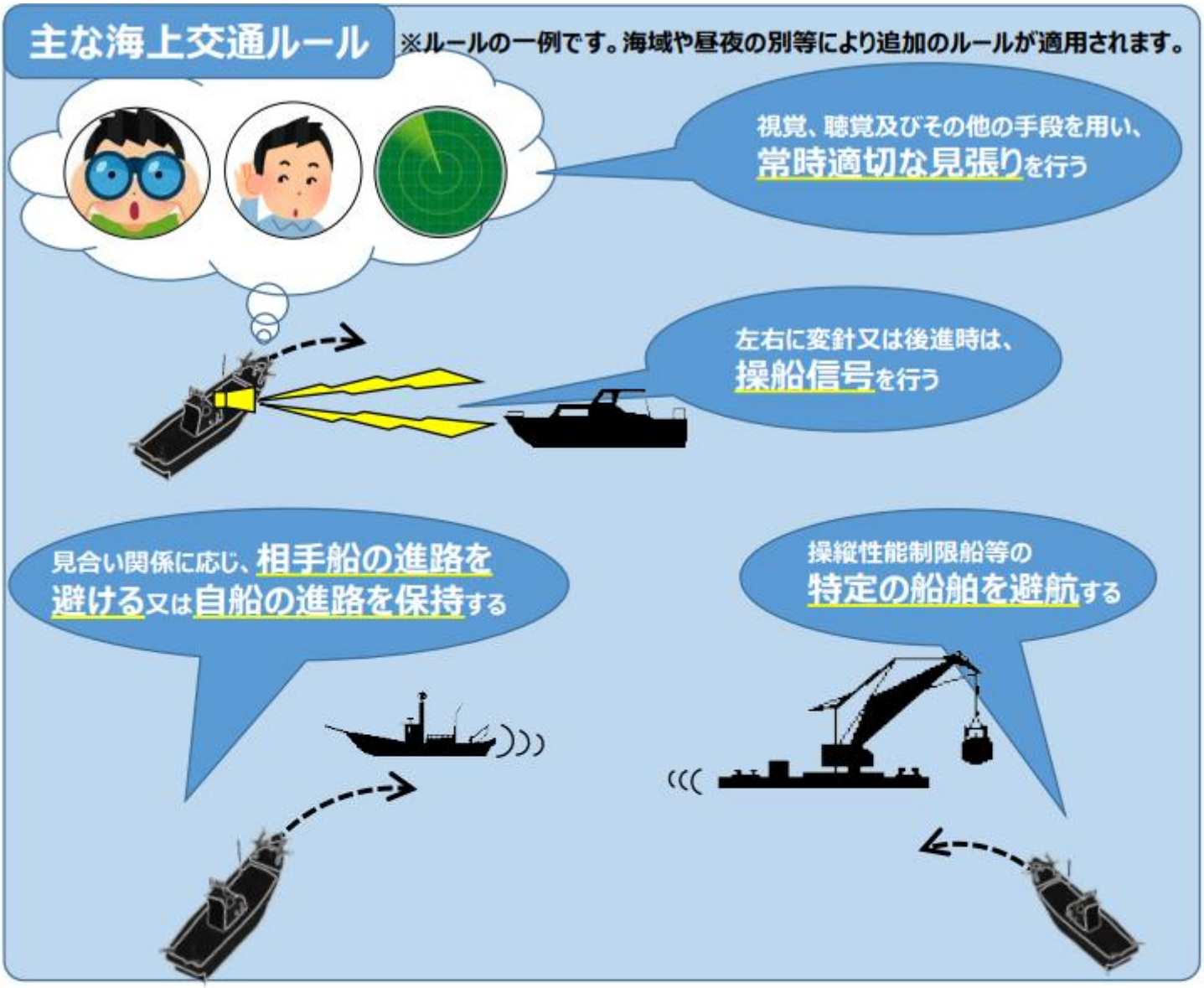

◆ 上記のほか、一般的な注意事項として、以下の点を守って運航して下さい。
（海上交通ルールの適用を受けない場合も含みます）。

- ✓ 無人航行する場合は、海難船舶との誤認を避ける措置をとる
- ✓ 航行不能となった際の安全対策を講じる
- ✓ 遊泳者等や他の船舶が多数集まる海域での使用は自粛する

◆ 海上交通ルールの適用に関する詳細は、以下問合せ先へお尋ねください。

JCG

【問合せ先】
海上保安庁交通部航行安全課　03－3591-6361（代表）

※海上保安庁HPより